

平成29年9月29日

一般社団法人 金融先物取引業協会

会員に対する処分について

本協会は、本日、本協会の会員に対し、下記のとおり定款第19条第1項に基づく処分を行いました。

記

I IS証券株式会社

1. 処分を受けた協会員名

IS証券株式会社

2. 処分内容

過怠金1,000万円

3. 処分理由

顧客は、平成26年7月19日に同社において口座開設をし、取引に際しては、取引報告書等の法定書類の郵送留置きの手続きを受け、1ヶ月おきに外務員Aが手渡しによる説明を行うこととしていた。

取引開始後は、外務員Aの勧誘により頻繁な売買が行われ、平成27年3月11日のロスカットでは1日に400万円強の損失が発生するなど挽回には程遠い取引状況が継続した。平成27年8月頃までの取引については、外務員Aが電話や月に1回程度の面談を行っていたが、平成27年8月下旬頃にかけて、顧客の体調が徐々に悪化し、顧客の入院により連絡が困難な期間について、FX取引の建玉を保有した状態で放置することも出来ず、建玉の評価損が大きく、その時点では決済が困難なことも考慮して、損失を挽回しようと考え、平成27年9月1日から同年10月27日までの間、顧客の同意を得ずに顧客の計算により無断売買を繰り返した。この期間の売買損益は105,263円の利益であった。

同年10月28日以降、外務員Aは顧客と電話で連絡を取ることが出来たものの、判断能力の

低下も窺えFX取引を継続することは困難と判断し、損益等の状況を説明し、同年11月20日にFX取引の全建玉を決済した。

また、11月20日以降の取引報告書等は郵送留置きを中止していたが、無断売買期間の取引報告書等は、顧客の状態を勘案し平成28年5月頃、無断売買の経緯や売買損益の状況等を説明して手渡し、了解を得たが、無断売買期間の取引報告書等の法定書類の交付が約7か月間遅延したことにより、必要な情報を適切に通知していないと認められる状況となっていた。

過去本協会が行った処分後の対応策として、事故等の内容を踏まえ、事務所内における取引は原則として固定電話を使用し、通話録音の内容を管理・点検することとしていた。(平成28年4月15日以降)しかしながら、外務員Aの個人携帯電話の頻繁な使用を止めさせることができなかったことは、再発防止策に係る管理態勢が十分に機能していなかったといえる。以上より、内部管理態勢の不備が認められる状況であった。

これらの一連の行為は、悪質性が著しく、且つ顧客への影響は大きいものと認められ、同社の管理監督上の責任は免れないものと思料する。

以上より、定款第19条第1項第3号の規定に該当すると認められることから、同項に基づき、処分を行うことが相当と考えられる。

4. その他

本処分と併せて、同日付で、定款第16条に基づき、法令、諸規則の遵守及び内部管理態勢の充実、強化を徹底するよう勧告を行いました。

II ワイジェイFX株式会社

1. 処分を受けた協会員名

ワイジェイFX株式会社

2. 処分内容

過怠金1,200万円

3. 処分理由

平成29年3月、同社システム部を始めとした関係部署の各種社内調査により、外務員Aによる不正な端末操作が発覚した。

また、外務員Aとの関係性に疑義のあった2口座が、外務員Aの母親と友人の口座であること、価格配信について当該2口座に便宜を図ったことを外務員Aが認めたことから、知人の取引に便

宜を図る目的を持って有利な価格を提示したものであると判断された。

外務員Aの行為により、本来約定すべき価格よりも不利な条件で約定した顧客については、本来提示すべきであった価格による約定との差額を補てんした。その影響顧客数としては、4,148名、補てん金額としては、3,502,471円（1顧客当たり最大補填額452,250円、最小補填額1円、平均補填額844円）であった。

一方、同社は、社内ルールの曖昧さによる不正の検知が困難な状態、社内ルールの不徹底等から価格の配信体制に係る社内規則の整備や検証態勢が不十分であったことが、本事象の発生の防止や早期発見を遅らせたと認識しており、取り組みが不十分な状況に該当すると認めている。

これら一連の違法行為は、悪質性が著しく、且つ顧客への影響も大きいと認められ、同社の管理監督上の責任は免れない。

以上より、定款第19条第1項第3号の規定に該当すると認められることから、同項に基づき、処分を行うことが相当と考えられる。

4. その他

本処分と併せて、同日付で、定款第16条に基づき、法令、諸規則の遵守及び内部管理態勢の充実、強化を徹底するよう勧告を行いました。

III 楽天証券株式会社

1. 処分を受けた協会員名

楽天証券株式会社

2. 処分内容

過怠金900万円

3. 処分理由

同社が現在提供している外国為替証拠金取引「楽天MT4」（以下「新MT4サービス」という）において、成行注文の約定が金融先物取引業務取扱規則第25条の2の2第3項第1号で禁止している「非対称スリッページ」（約定時の価格が発注価格と比較して顧客に不利な場合は、発注価格より不利な価格で約定し、有利な場合は発注価格で約定する状況）となっていることが判明した。

同社では、平成27年8月1日付で吸収合併したFXCMジャパン証券株式会社でサービス提供していたMT4サービス（以下「旧MT4サービス」という）を、合併後も継続的に提供していたが、自社ライセンスでサービスを行うことに切替することとしたため、「旧MT4サービス」を平成28年

9月2日付で終了し、平成28年9月5日から「新MT4サービス」に切り替え、提供を開始した。

その後、「新MT4サービス」提供開始から本事象の判明までの間、顧客の成行注文の約定が「非対称スリッページ」となっていることを認識しておらず、本協会の監査時に「新MT4サービス」の約定検証を実施したところ、本事象が発覚した。

なお、平成27年8月1日から平成28年9月2日までの「旧MT4サービス」の約定については本事象と同様の事象はみられなかったとのこと。

同社は、本事象による顧客への補てんを完了し、また、同社は、本事象の発覚後、平成29年5月27日に「新MT4サービス」のシステム改修を実施し5月29日にシステム改修が完了していることを確認している。

このような状況は、同社のシステムリスクに対する認識が希薄であったことに起因して発生したものと認められ、システムの委託先に対する管理及び検証態勢に問題があったものと認められる。

以上より、定款第19条第1項第3号の規定に該当すると認められることから、同項に基づき、処分を行うことが相当と考えられる。

4. その他

本処分と併せて、同日付で、定款第16条に基づき、法令、諸規則の遵守及び内部管理態勢の充実、強化を徹底するよう勧告を行いました。

以 上